

役員選挙規定(改正)

1 総則

- (規程の範囲) 第1条 役員選挙は、定款によるほかこの規程によって行う
2 各専門部会役員選挙は、別途、各専門部会選挙規程によって行う
- (選挙の執行者) 第2条 前条第1項の役員選挙中、選挙の執行者は会長とする。
- (選挙の管理) 第3条 この選挙は選挙管理委員会が執行管理する。
- (選任の方法) 第4条 役員は、この選挙によって選出された候補者を役員資格者とし、総会において承認されることにより選任される。
- (規程の改廃) 第5条 この規程の改廃は理事会の議決による。
- (細則の制定と改廃) 第6条 選挙の管理に必要な細則は、選挙管理委員会において制定又は改廃することができる。
- (選挙権と被選挙権) 第7条 選挙権及び被選挙権を有する者は、選挙告示の日に正会員の資格を有する者とする。
- (理事・監事の立候補) 第8条 被選挙権を有する正会員は、理事及び監事選挙にあつては、自ら立候補し、又は選挙権を有する正会員3名の推薦を受けて、候補者となることができる。
- (理事・監事選挙の方法) 第9条 選挙は正会員の信任投票によって行い、正会員1名につき1票を行使する。
2 投票は、選挙人会員番号により、投票期限を定めた通信制によって行う
3 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員の任期満了までに、第12条に定める再選挙においては行うべき事由が生じてから原則として2月以内に選挙が終了するように選挙期間を定める。
選挙広報を会誌・ホームページ等に掲載して正会員に通知する。
4 正会員は、ホームページ上に用意された投票用紙又は郵送された投票用紙に記載された候補者の信任又は不信任を記載し、これを投票終了日までに到着するよう選挙管理委員会に送付しなければならない。
5 このほか選挙の方法に関する細目は選挙管理委員会の定める細則による。
- (投票の効力) 第10条 投票の効力は選挙管理委員会の定める細則による。
- (当選人の決定) 第11条 当選人は有効投票数のうち過半数の信任によって決定する。
2 立候補者が定員と同数または定員に満たないときは、全員選出されたものとする。
3 立候補者が定員を越えたときは、信任数の上位から定員を満たすまで当選者を決定する。
- (当選の無効) 第12条 当選人が被選挙権者の資格を欠くに至った場合、またはやむを得ない事情により辞退を申し出た場合は、当選を無効とし、有効投票の多い順に定員を満たすまで当選者とする。定員を満たすに至らない場合は、再選挙を行う
2 このほか当選の無効に関する細目は選挙管理委員会の定める細則による。

2 選挙管理委員会

- (委員会の任務) 第13条 会長は選挙を公正に執行管理するために、理事会から独立した機関として選挙管理委員会を設置する。
- (委員会の構成) 第14条 委員会は次の委員をもって組織する。
(1) 会長が指名したもの 2名
(2) 各専門部会長が各系の正会員から指名したもの 3名(各系1名)
2 委員会は単年度制とする。当該選挙を執行管理し、その結果を速やかに会長に報告するとともに、会誌・ホームページ等に公告し、総会の終了とともに自動的に解散するものとする。
3 委員長は委員の互選により選出し、会長に報告する。
4 委員長は委員会を代表し、事務局に委員会の事務を処理させることができる。
5 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 役員選挙

- (理事、監事選挙) 第15条 理事及び監事選挙は、正会員による信任投票とし、理事及び監事の立候補者名簿により選挙する。
2 理事及び監事の定数は、定款第12条に定めたものとする。
3 理事及び監事は、原則として定数の半数を改選する。
4 理事及び監事に欠員を生じた場合(ただし、1年以上の任期を残す場合に限り)、補欠選挙を行う。
5 その他、理事及び監事選挙における細目は選挙管理委員会の定める細則に定める。
- (届け出) 第16条 立候補の届出、及び届出の受理と立候補者名簿の作成等は、選挙管理委員会の定める細則に定める。

附則

- この規程は2004年6月1日より施行する。
この規程は2008年6月20日より施行する。